○○に係る鳥取市都市計画図DMデータファイルに関する覚書

鳥取市都市計画図DMデータファイル（以下「DMデータファイル」という。）の貸出について、　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（総則）

第１条　甲は、○○業務の実施に伴い、△△を作成するためにDMデータファイルを乙に貸出するものとする。

（データの内容）

第２条　DMデータファイルの内容は、次のとおりとする。

鳥取市都市計画図デジタルマッピングデータ（１／２５００）

（データの貸出）

第３条　第１条の規定によるDMデータファイルの貸出は、甲の指定の場所において行うこととし、甲の指定する職員と乙の指定する職員との間で行い、甲乙間の郵送は全て乙の責任により行うものとする。

２　前項の規定による貸出を受けたときは、乙は直ちに甲に受領書を交付しなければならない。

（データの返却）

第４条　乙は、業務完了後速やかにDMデータファイルを甲に返却するとともに、乙が所有する電算処理システムその他の媒体に移送又は複製されたデータを速やかに消去しなければならない。

（データの瑕疵）

第５条　乙は、DMデータファイルに瑕疵がある場合には、直ちに甲に返却し、甲は、DMデータファイルを修正のうえ再度貸出するものとする。

（データの保管及び保護）

第６条　乙は、受領したDMデータファイルの保護について細心の注意を払い、善良な管理者として紛失、破損等に十分注意するとともに、データの遺漏等の防止に必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第７条　乙は、このDMデータファイルにより知りえた内容を第三者に漏らしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第８条　乙は、このDMデータファイルの内容を他の目的に利用してはならない。

（委託の禁止）

第９条　乙は、自らDMデータファイルに係る業務を行うものとし、第三者に委託してはならない。

（規定違反）

第１０条　乙が、第６条から前条までの規定に違反したときは、この覚書による業務を停止し、乙は甲の指示に従って適切な措置を講じなければならない。

（損害負担）

第１１条　甲及び乙は、それぞれの責により生じた損害を負担するものとする。

２　損害が、甲乙いずれかの責によるか明らかでないときは、両者で協議して定めるものとする。

（信義誠実の責務）

第１２条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行するものとする。

（有効期間）

第１３条　この覚書の効力は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（疑義の解決）

第１４条　この覚書に定める事項について疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

この覚書締結の証として、この証書を２通作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有する

令和　　年　　月　　日

甲　住所

代表者名　　　　　　　　　　　印

乙　住所

代表者名　　　　　　　　　　　印